

官報

号外

昭和三十年六月二十日

○第二十二回 参議院會議録第二十五号

昭和三十年六月二十日(月曜日)午前十時三十分開議

議事日程 第二十五号

昭和三十年六月二十日

午前十時開議

第一 日本放送協會経営委員会委員の任命に関する件

第二 地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(趣旨説明)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同

地方行政委員

法務委員

文教委員

外務委員

農林水産委員

予算委員

決算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和三十年六月二十日 参議院會議録第二十五号 議長の報告

内閣委員

荒木正三郎君 三橋八次郎君

地方行政委員(国会法第四十二条第三項の規定による指名)

有馬 英二君

法務委員

羽仁 五郎君

文教委員

松本治一郎君

農林水産委員

加瀬 完君

予算委員

石坂 豊一君

決算委員

荒木正三郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十四名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

接収資金等の処理に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名提出)

同日内閣から、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案中修正申入書を受理した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

臨時通貨法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

策審議会委員大矢半次郎君、森八三三君及び清澤俊英君の任期満了による補欠として大矢半次郎君、森八三三君及び清澤俊英君を指名した旨内閣に通知した。

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

国土総合開発に関する質問主意書(田中一君提出)

同日本院において採決することを議決した岡山県勝北地区暗き排水事業施行に関する請願外五十五件の請願は、即日これを内閣に送付した。

をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

臨時通貨法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

策審議会委員大矢半次郎君、森八三三君及び清澤俊英君の任期満了による補欠として大矢半次郎君、森八三三君及び清澤俊英君を指名した旨内閣に通知した。

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

国土総合開発に関する質問主意書(田中一君提出)

同日本院において採決することを議決した岡山県勝北地区暗き排水事業施行に関する請願外五十五件の請願は、即日これを内閣に送付した。

去る十六日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

日本住宅公団法案

住宅融資保険法案

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

寛春等処罰法案(神近市子君外十八名提出)

法務委員会に付託

續雪害冷害作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案(松浦東介君外四十一名提出)

農林水産委員会に付託

百貨店法案(春日一幸君外十三名提出)

商工委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

理容師美容師法の一部を改正する法律案

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

深川タマエ君

同日議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山下義信君外三名提出)

最上 英子君

昭和三十年六月二十日 参議院會議録第二十五号

會議 日本放送協會經營委員會委員の任命に関する件 地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(趣旨説明)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

商法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

アルコール専売法の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

同日内閣から、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九一號)中修正申入書を受領した。

同日内閣から、左記の者を更生保護事業審議会委員に任命することについて国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

衆議院議員 高橋 順一

参議院議員 宮城タマヨ

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員的人事行政に関する質問に対する補足答弁書

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、日本放送協會經營委員會委員の任命に関する件を議題といたします。

五月三十一日、内閣總理大臣から、放送法第十六條第一項の規定により、遠藤俊一君、佐々木長治君、三輪常次

郎君を日本放送協會經營委員會委員に任命することについて、本院の同意を得たい旨の申し出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本件は、同意することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第二、地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(趣旨説明)

以上の三案について、国会法第五十六條の二の規定により、内閣からその趣旨説明を求めます。川島國務大臣。

〔國務大臣川島正次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(川島正次郎君) ただいま提案せられました地方財政再建促進特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

地方財政は漸次窮乏を加え、昭和二十八年度決算におきましては、道府県約八割、市の約七割、町村の約二割に達する千七百二十四団体が実質上の赤字決算を行なつてゐる状況であり、昭和二十九年度におきましても、なお実質赤字額は増加せざるを得ない状況であります。

これらの累増した赤字は、地方団体の財政を圧迫し、ますます地方財政の苦境を招くこととなるのであります。政府はこの事態を打開するため、とりあえずすでに生じた赤字の解消整

理に重点を置くこととし、地方制度調査会の答申及び前年度国会において継続審議になりました地方財政再建整備法案の構想にのっとり、赤字の整理を行うこととしたのであります。これが本法案を提案する理由であります。

次に、本法案の内容につきまして、御説明申し上げます。赤字地方団体の赤字の整理は、昭和二十九年度において赤字を生じた地方団体が、その議会の議決に基づき財政再建計画を定め、自治庁長官の承認を得た場合において、財政再建計画の誠実な実行を条件として、特に歳入欠陥補てん債の発行を認めるとする。この方法により行うこととした。したが、このような方式による財政の再建を行うといふことは、赤字地方団体が自主的に決定することとしたしております。

まず、財政再建計画であります。財政再建計画は、歳入欠陥補てん債の発行により過去に生じた赤字を一応たな上げし、事後における財政の計画的運営によつてその元利金を償還し、おおむね七年度以内に収支のバランスを回復することを目的として作成することとしたのであります。その樹立に当たっては、既定経費の節減、既存収入の確保に重点を置き、これによつてもなお、財政再建計画が立たないときは、現行制度の枠内において租税の増収をはかることとしたのであります。

この場合歳入欠陥補てん債は、財政再建を行う団体、すなわち財政再建団体の実質赤字のうち必要額について認められるものとし、別に財政再建計画に基いて支払う退職金の支出に充てるため、

地方債の発行を許すこととする。これも、これら地方債の発行による財政再建のうち公算分については、年六分五厘をこえ年八分五厘に達するまでの部分について、国が利子補給を行うこととする。国が利子補給を行うこととするのは、財政再建債の消化促進審議会を設け、公算分の消化について遺憾なきを期するとともに、右による公算債はなるべくすみやかに政府資金に借りかへることとしたのであります。

次に、財政再建計画の円滑な実施を担保する等の見地から、財政再建団体における長と各種行政委員会、長と議会の関係等につきまして、若干の特例措置を設けることとしたのであります。すなわち、財政再建団体においては、他の法令の規定にかかわらず、部局等の数を減じ、あるいは長の部局の職員と委員会等の職員とを兼ねさせて、行政の簡素化をはかることができるものとす。また、府県教育委員会と管下市町村教育委員会との間の調整措置を講じ、長は予算の調整については、財政再建計画に従わねばならないものとするとともに、財政再建計画の策定及び実施に關して長の提案が根本的に議会の同意を得られない場合に、両者の間の意見の調整をはかるために必要な規定を設けることとしたのであります。

さらに財政再建団体中、財政の再建に長期を要する団体等については、その住民福祉の確保を考慮し、このような団体の行う国庫補助負担事業のうち一定のものについては、地方負担軽減の道を開き、所要事業の施行に遺憾のないよう措置することとしたのであります。

第四に、財政再建団体については、その財政再建に關し、特に政府が赤字債の引き受け、利子補給等、各種の便宜を供与していることにかんがみ、財政再建団体が財政再建計画に反する財政運営を行なつた場合に限り、これを是正するために、政府において必要な措置をとることができるよういたしました。

なお、赤字地方団体の中でも、その赤字額の少額のもの等におきましては、その意思により自主的に財政再建の措置をとる団体もあるものであります。これらの団体につきましても、せっかくの財政再建計画の達成を可能ならしめるよう各種の面において配慮する必要がある。よつて、昭和二十九年度において赤字を生じた団体をも含め、赤字地方団体が自主的に財政の再建を行う場合においては、歳入欠陥補てん債の発行、監督及び国庫補助負担事業についての特例規定を除き、財政再建団体に関する諸規定を準用することとしたのであります。

以上のほか、特に最近の地方財政事情にかんがみ、その窮乏の打開に資するため、一般に地方団体は、当分の間地方債をもつて退職金の支払財源に当てることができるようにとするとともに、地方団体が国またはその機関に対する寄附金等を支出することは、特殊の場合を除き、当分の間禁止することとするなどの特例措置を講ずることとしたのであります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案について申し上げます。

地方制度の改革につきましては、昭和二十八年十月、地方制度調査会か

ら、とりあえず当面とるべき措置に關して答申がなされました。その答申の大部分は、昨年の国会で実現を見たのでありますが、地方自治法に關する部分は、いまだ実現を見ていないので、これを中心として地方行財政の現状にかんがみ、さらに検討を加え、もつて民主的でしかも合理的かつ能率的な自治運営を確立して、行政経費の節減と行政効果の充實とをはかり、眞に住民の福祉を積極的に向上せしめるような地方自治の健全かつ着実な發展を期したいと存するのであります。これがため、都道府県と市町村との地位機能を明らかにし、議決機關及び執行機關を通じて、地方公共団体の組織及び運営の適正合理化と簡素能率化をはかり、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の關係に關する規定を整備し、大都市に關する事務配分の特例を設け、その他必要な改正をいたしたいと考えております。

以下改正法案の主要な事項につきまして概要を御説明申し上げます。

第一は、都道府県と市町村との地位権能を明らかにしたのであります。

現行地方自治法上、都道府県及び市町村は、ひとしく普通地方公共団体として、その地位権能に区別が認められていない結果、ややもすれば両者の適正な関係について理解を欠くうらみが少なかつたのでございます。しかしながら市町村は基礎的な地方公共団体でありますが、都道府県は、市町村を包括し、市町村と国との中間に位置する広域の地方公共団体でありまして、両者の地位権能はおのずから異なるものがあり、それぞれその権能と責任とを分担しながら相互に相協力すべきものと

考えられますので、都道府県の処理すべき事務と市町村の処理すべき事務との原則を明らかにし、相互に競合しないようにしたいのであります。

第二に、議決機關及び執行機關を通じて、地方公共団体の組織及び運営の適正と合理化及び簡素能率化をはかりたいと考えております。まず、地方公共団体の議会について申し上げます。と、その一は、現在定例会、臨時会の制度をとっておりますが、国会同様に通常会、臨時会の制度に改め、一般予算その他一般議案を包括的に審議すべき通常会のほかは、必要に応じ臨時臨時会を招集するものとし、なお、議員から招集の請求があつたときには、長は一定期間内に招集しなければならな

いとしやうとするものであります。その二は、常任委員会は、都道府県及び人口五万以上の市の議会が条例で置くことができるものとし、その運営が、特殊行政部門の偏重に墮することなく総合的に行われるように、現行の行政部門ごとに置く縦割りの方式を改めて、法規、歳入、歳出、決算、一般歳案及び諸顧客等の横割り方式とし、その他の地方公共団体の議会は、必要な事項について特別委員会を設けて運営することが適當であるとするものであります。その三は、議員の当該地方公共団体に対する請負については、長と同様の規制を加え、その四は、地方公共団体の長の不信任議決の成立要件を議員定数の過半数とし、長からも信任を求める議案の提出ができるようにして、長と議会との間の調整を適正ならしめようとするものであります。

次に、地方公共団体の執行機関に
いて申し上げますと、その一は、都道

府県の局部の現状は複雑に過ぎると認められますので、法定教以上に局部を設けようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議するものとし、その簡素化をはかりたいと考えております。その二は、各種の委員会または委員の事務局、またはその管理に属する機関を通じて、組織、予算の執行、財産の管理等の内部管理に属する事務について総合的な運営を確保することができるよう、長に最小限度の調整的機能を与えるようにいたしたいと考えております。その三は、地方公共団体の行政運営の公正を確保するために、監査委員制度につきまして、監査の機能を充実するに必要な改正を加えたいと存じます。

第三は、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係に關する規定を整備しようとするものでありますが、その一は、法令の違反または義務の懈怠等の真にやむを得ない場合に、地方公共団体の反省を求める意味合いにおいて、内閣総理大臣または都道府県知事がその是正または改善のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとしたのであります。その二は、国の公務員と都道府県の公職員、または義務教育職員との間において、恩給等の支給の基礎となる在職期間の通算の措置を講ずることとしたのであります。

第四は、大都市及びその機関に対して事務配分の特例を設けたいと考えております。大都市制度については、かねて特別市問題をめぐり論議が多かつたのでありますが、現在の府県制度のもとにおいては、適正な事務配分を行ふことにより、府県との間の調整をは

かることが最も適切な解決と考えられるので、政令で指定する人口五十万以上の指定都市については、社会福祉、保健衛生、建築、都市計画等の市民生活に直結した実施事務については、都道府県またはその機関の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、市またはその機関において処理するものとし、なお、指定都市に関する行政監督について特例を設けたいと考えております。

そのほか、地方自治法中の行政争訟については、訴願前置の建前をとることとし、また給与その他の給付及び財務運営の合理化のため規定を整備する等、地方行政の運営を合理化するため必要と認められる若干の改正をいたしたいと存じております。

なお、右の地方自治法の改正中、指定都市についてその特例その他一、一の改正に伴ひまして、関係法律中の規定を整理する必要がありますので、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案によりまして、一括整理いたしたいと考えております。

以上が三法律案の提案趣旨及び内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○議長（河井彌八雲） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。高橋進太郎君。

〔高橋進太郎君登場、拍手〕

○高橋達太郎君　ただいま提案趣旨を明のありました地方財政再建促進特例措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法一部を改正

る法律の施行に伴ふ関係法律の整理に
関する法律案に対しまして、総理大臣
並びに関係各大臣に御質問を申し上げ
ます。

まず第一に、両法案は政治の民主化に反するものではないかという点でございます。私が申し上げるまでもなく、民主政治の要諦は、リンカーンの言葉にあります通り、人民の、人民のための、そうして人民による政治でなければなりません。この中でも、人民による政治が最もその根幹をなすものと考えます。人民の、あるいは人民のための政治は、あるいは民衆政治とし、あるいは賢人政治といたしまし、必ずしも民主政治のみの固有の要素ではないと存じます。しかし人民による政治こそは、民主政治の不可欠な要素であり、民主政治の欠くことのできない要件と考えるものであります。

特に住民の生活に直結する地方自治体の運営こそは、端的に人民によるこの政治であり行政でなければなりません。終戦後民主憲法としてわが憲法が、特に地方自治のために一章設けたゆえんのものも、地方自治こそが民主政治運営の根幹であり、基礎あって、村から日本の夜が明けるとうことが、わが国、民主政治への合葉でなければならぬと存するのであります。従つて民主政治家をもつて日ろ任ずる鳩山総理は、地方自治こそも力を入れねばならぬ問題であるところのであります。(拍手)しかるに今提案となりました地方自治法の一部改正する法律案を見ますに、まず方議会の会期は、従来四回の定例会開くべきを、県会にあっては年一回

しかもその会期は三十日、市町村にあっては年一回、五日ないし十五日となつております。先ほども申し上げました通り、地方自治団体、特に市町村は住民に直結した政治や行政を行うところであり、日常の諸問題が直ちに市町村行政に直結するところに意味があるものと存するものでございます。しかるに年一回、しかも五日ないし十五日の会期で、どうして住民に直結する政治、行政が行われることができるでございましょうか。もちろん立案者は、それは定例会の問題で、要求があれば何回でも開けると言われるのでありましよう。しかし私は、地方自治の建前より根本理念を論じているものでありまして、国会ですら通常国会の会期は百五十日間とありますのに、住民の生活に直結した日常生活を論議、行政すべき市町村議会が、年一回、五日ないし十五日の期間で開会すれば事足りるとする政府の地方自治に対する考え方を問題にいたしたいと思うのであります。これならばむしろ端的に、当分の間地方自治団体の議会は開かないと規定せられた方が簡明であると思うのであります。(拍手)

もし修正するとなれば、中央各省と懸け、その話し合いの方針によつて十分適當なる調整ができると存するのでございます。せっかく常任委員会の簡素化やあるいは部制の簡素化等によつて、行政を簡素化するという観点からは、まことに法の趣旨はよいといひましたとしても、法律によるがごときは、いたずらに地方の自主性を傷つけるものと言わなければなりません。(拍手)かくのごとき観点から、地方自治法の一部を改正する本法案は、地方自治の民主的運営を傷つけると思うのでございしますが、総理並びに自治庁長官の御見解を承りたいと存するものであります。

次に、本法案におきましては、新たに総理大臣は府県知事に対し、各府県知事は市町村に対し、おのおの總括的に監督権を持ち得るよう規定してございます。これは自主制度に対する根本的な変更であると言わなければなりません。現在法令の規定によつて、いわゆる国家が団体またはその長に権限の委任、もしくは機関委任を行なつたときのみ法令上監督権を持ち得ることといたしておりますが、権限の委任上これは當然な措置であり、なお、地方自治団体の固有事務に対しては、総理大臣または各省大臣は、単に技術的助言、または勧告をすることができ過ぎません。これは地方自治制度の建前として、各首長がおのおの公選制をとり、県民なり市町村民に對し直接の責任を負う地方自治制度上當然の帰結といふべきでございします。しかるに今回提案の自治法の一部を改正する法律案によりますれば、その第二百四十六條の二を創設いたしましたので、内閣總理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものと認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に對し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる」と書いてございします。法文の形としては、公益に反した不當な支出があつた場合に限つて監督権を行使していただくのでございしますが、一体公益に反したは不当と断ずる判定者は、中央官庁であり府県知事であれば、どうして自治干渉の弊を防げましようか。それよりもこうした監督規定の創設により、戦後、地方制度がせつかく人民による自治制度、住民の生活に直結する民主的自治制度、自主自治の生活したものが、再び戦前の不健全自治制度となり、おのおの地方団体の首長は、各県民または市町村民に責任を負うことがなく、監督官庁に責任を負うことが官治的不健全自治制度になり、わが国、民主的自治制度は根本的に破壊せられんとするゆゆしき大事と言わねばなりません。この点に對する総理並びに自治庁長官の御見解のほどをお伺ひいたしたい。

なお、本法案中には、県と市町村との事務配分の問題がございします。この問題は、根本的には国と地方自治団体の事務配分を明確にし、地方の自治責任体制を整えるという前提に立つて初めて意味があるのであり、せつかく国と地方団体との事務配分についてはさきさきに神戸勧告案等がありますのに、何らこの点に触れることなく、県と市町村のみの事務配分を法文化し、地方自治団体相互間にかへつて混乱を誘発するおそれがあると思ひますが、いかがでございましょうか。何ゆゑに同時に、いな、先に国と地方団体との事務配分を法定化しないのか、これが中央、地方の行政事務を混乱に陥れるところの大きな原因でもあると同時に、あとで申し上げます地方財政窮乏化の大きな原因でもあるのであります。この点に對する自治庁長官の御見解を伺ひたいと存じます。

次に、地方財政再建促進特別措置法案についてお尋ねいたします。地方財政の窮乏化が唱えられ、何らかの手段方法を講じ、その解決をみねばならないことは、われわれも承知いたしておるところでございします。もちろん、これが窮乏化には、地方自治団体の財政の運営の拙劣によるものもあり、地方団体に相當の責任のあることはいなめない事実であります。しかし地方財政の窮乏は、これを地方のみの責任とするには、窮乏を招来した原因の裏面から、私は断であると思ひます。現在わが国の行政運営の裏面を見ますに、あまりにも中央集権的運営であつて、わずかな補助金でも、あるいは些細な行政行為の許可や認可であつても、中央でなければ解決しない状態でありまして、しかも地方には出先機関が、たとえば私の都府県仙台だけでも九十以上を数えるような状態でありまして、こうした煩瑣な各省の官治行政の網の中で、どうして地方自治団体が簡素な経費のかからない行政ができるでございましょうか。わずかな組織の認可を受けるにいたしましても、県だ、地方財務部だ、地区財務局だ、また自治庁だ、関係省だ、大蔵省だときまひ回らなければ解決しないような裏面では、なかなかコストの安い行政は無理であります。しかも最近中央の一元化の予算のワケのしわ寄せがすべて地方自治団体にかかつて支給の問題でも、地方公務員は地方公務員であつて、国家公務員ではないから、手当を出さぬと出さぬも、それはかつてだとばかりに、その財源の手当は考へておきません。しかし地方当局の身になつてみれば、同じ県庁内に国家公務員と地方公務員とを並べており、国家公務員に出して、地方公務員に出さないわけには参りませんから、借金をしても国と同様の手当をしなければならぬ実情であります。また、このごろは国の補助金が十分でございしますから、たとえば簡易水道でも、あるいは国保の診療所の建築補助でも、不足の部分は地方補助によつてそのつけ足しをいたしております。そんならさうした補助補助は出さなければよいではないかといつても、さうした補助補助を組んだ県はなかなか熱意があるといつて、国からの補助対象がよけい認められるという裏面では、腰はかえられず、やむを得ない支出をいたしておる実情であります。特に気の毒なのは町村で、昨今のように県が赤字であれば、たとえば国からの補助県道は、県の負担部分を負担した町村のみ県道が取り上げられ、寄付の形式で認めるというやり方をしております。

ころもあるで、末端の町村ではあらゆる財政のしわ寄せを一手に引き受け、結局は町村民の寄付なり、赤字という形式となつて表われてくるのでございませう。なおしわ寄せの一例は国からの補助職員であります。現在県の例を取りますれば、教職員や警察官を除いても、一般職員の約六割五分はわゆるひもつき職員として、各種法令または各省の若干の補助によつて設置を要請せられておる職員であります。ところがその補助が二分の一ないし三分の二となつておるものが、定額はおろか、実額支給額の五分の一にも足りず、旅費や超勤などはほとんど計上されておられませんから、その不足部分はすべて地方団体の負担となり、しかも元来二分の一補助職員ならば、同額の金が財政需要として計算されておる關係上、これはすべて赤字の根源となつておるのであります。

次にひどいのは寄付金でございます。各官庁の建築や官舎などの設備が国の予算としては不十分であるので、数地の寄付や官舎の寄付、建前の寄付などは日常の茶飯事で、その寄付がなければ設置してもらえないというところに地方側の弱さがあるのであります。なお財政的には無理な六三制度の実施で、市町村の学校の建築、児童増加に伴う教室の増築、老朽校舎の建て直し等に対しまして、国の補助や記憶に付いての単面の過小見積り、坪数の切り捨ての面で見れば、いかに市町村が財政的に青息吐息であるかは御存じの通りだと存じます。このように救えなければ、繰出面上地方団体の赤字の原因がどこにあるかがはば御了察できると存じます。

これを繰出面について考えてみます。現在に於いて税体系がこれまたあまりにも中央集権的であつて、めぼしい税源はすべて国で押え、遊興税とか、固定資産税とか、徴税費のかかるものが財源となつておるもので、なかなか身に付かないし、またその地方団体の別がきつめて不均等でありまして、せめて徴税費のかわらないタバコや酒消費税、砂糖消費税等でも人口割りに地方財源となつておれば、もう少し財源的には息がつけると思ふのでございませう。そこで質問の第一点は、かくのごとく地方財政の赤字がこんな実情において発生したものでございませうから、国はもとまたたかい心づかいでこれを再建整備すべきであるにかかわらず、今回提案せられた法案を見ますに、全く銀行家の債権取立整理案か、破産財団の清算方式のような感じがいたすのであります。いざ銀行の取立案や破産財団の清算でも、元金債権の何割か、少なくとも利子くらいは最小限度繰引きにするのが常なのに、この法案では利子も元金も全部取り立て、もちろんわずかに六分五厘をこえる部分は二分程度利子補給をするのでありますが、これは自治団体に対するのでなく、金融業者の協力を得るためのもので、あまり自治団体に対する援助とはならないと思ひます。加ふるに、このように元金なり、利子なりにはほとんど財政的援助もしないにかかわらず、その整理期間の七か年間は、その取り立てをやかましく言われたり、繰入繰出面にわたつて嚴重なる中央の監督が強化され、手も足も出ないよう

縛つて行こうとするものであります。これでは本法案の適用を受けた地方団体は、地方団体とは名ばかりであつて、その期間中は赤字整理返済機関に墮するのではございませうか、この点自治庁長官にお伺ひいたしたいと存じます。

次にお伺ひいたしたいのは、なぜ政府は、もつと地方団体の赤字発生を根拠を究明して、よつて来たところの根拠について抜本的な施策の併用なく、いたずらに赤字解消を理由に、中央官庁の監督強化を骨子とする法案によらんとするかをお伺ひしたい。すなわち、これは中央の監督強化と、自治体を半身不随的な存在と化して、一つは旧内務省の中央集権化の先願とし、かつ知事官選への道を開かんとする意図を含んでおるのではないかとどうかをお伺ひしたい。(拍手)また赤字を理由に地方議会の機能を弱め、各種委員会の切り捨てごめんの法規は、赤字の地方団体は、地方自治団体として取り扱わないというのであります。か、どうか。これではまるで借金のある貧乏人は民主政治に参画できないといふことと同じでないかとどうか、この点に対する御所見を伺ひたい。これは要するに、赤字は赤字として、もつと温情的にそのよつて来たところの原因を究明し、少くとも半額ぐらゐは政府で心配し、利子補給を行つて、他方赤字と地方自治団体としての運営は、これを切り離して考へべきであつて、もし委員会の統合整理、行政簡素化等について考慮の要があるとするならば、地方制度全体の問題として考へべきであると考へますが、この点いかがでございませうか。特に温情

的ななすした措置について大蔵大臣はどう考へておられるかどうか、その点をお伺ひしたいと存じます。なお、地方財政は三十三年度のみの予算にすて約三百億近いところの赤字を含んでおりますが、今回の再建促進法によつては、これらの点は何ら解決されてございませうか、これらの処理方法については、大蔵大臣並びに自治庁長官はどう考へておられるか、お伺ひいたしたい。以上申し上げました地方財政のガントも言うべき税制並びに中央官庁の行政のやり方では、いつまでたつても赤字発生原因となりませんが、この抜本的な地方財政整備はいかにして取り扱われるのであるか、大蔵大臣並びに自治庁長官よりお伺ひしたい。

要するに、西法案は日ごろ民主政治を標榜する鳩山内閣の提案としては、きつめて私は似つかうくないものでございまして、もし西法案を通じ、納得の行く条項を拾うならば、地方、国家公務員を通じての恩給通算の規定を置いたり、あるいは寄付制限等の規定を置き、あるいは各種委員会の事務簡素化規定等の若干事務簡素化ぐらゐのものでありまして、地方自治並びに地方財政の実情から見れば、もつとも根本的な施策の大綱を忘れ、赤字という、しかもその原因の大きな部分が中央にある赤字という現象形にとらわれ、地方自治の近代民主政治の運営上果たすべきところの、その大きな職能の育成を忘れ忘れたところの官僚的な法案であると断ぜざるを得ないのでございませうが、総理並びに閣僚大臣の御所見を伺ひたいと存じますのであります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 高橋君のたゞいまの御質問につきましては、大体自治庁長官から答弁をしてもらいます。

私からは一言申し上げておきますが、なんですか、このたび提案の法律は、自治の精神を破るものではない、むしろ御質問でありましたが、私どもは、地方自治の健全な育成をはかるために最善の努力を尽したというふうに思つておまして、この考え方の違ひますことはまことに残念でございませう。地方財政の窮乏の根本的な改革は、もとより必要と存じます。しかしこのたび提出した法案は、赤字が累積いたしましたのをとりあえず応急の措置で対処したのでありまして、将来の赤字につきましては、根本的な検討をしないではならないのはもとより当然なことではあります。

あとは、自治長官から答弁をしてもらいます。私はこれをもって私の答弁といたします。

〔國務大臣川島正次郎君登壇〕

○國務大臣(川島正次郎君) 高橋さんから、今度の自治法の改正案は、政治の民主化に反するのではないかと、御議論のその例として、議會に対する権限の縮小、執行部に対する部局の圧縮等について御質問があつたのであります。現在、議會の会期につきましても、現在は年四回定期に開きます。是、今回の改正案におきましては、果會におきましては、通常會は一回三十日、市町村におきましては、その大小によつて違ひますが、五日ないし十五日といひまして、大體年度の予算を中心とした總括的の審議を

11119

回開くので、あとは臨時会は今回でも開けるじゃないかと、こう言っています。が、国会は定例会が、百五十日あるのです。一年の約半分が大体議会の開会中であります。従つてそのあとで一回ないし二回の臨時国会を開くということとは、これは考えられるのであります。しかしながら三百六十五日のうちわずか五日か十五日で地方議会が定例会を済ませるといふ法のそりした考え方そのものが、私は地方の自治体というものの何ら民主的な運用を考えていないじゃないかといふことを申し上げたのであります。従つてそれを定例会が開けるからとか、あるいは国会が一回だから同じように一回でいいじゃないかといふことは、私はこれは議論にならぬと思ふのであります。従つてその点についての長官の明快なる一つ御回答を願ひたいと思います。

次に、常任委員会の問題でございしますが、私もこれは横割りがいいとか縦割りがいいとか申し上げたのではありません。すなわち運営なり事務の簡素化の趣旨はまことにけっこうですと申し上げたのです。しかしながらそうした縦割りにするか横割りにするか、そうしたことは、現在各県の条例なり各市町村の条例でできめますが、その運営は、もつとそうした条例なり各地方々々の実情によつてきめられるような工合にすべきであつて、法律をもつてこれを強制することがどうかといふことを聞いておるのでございます。従つて私は、今長官のおっしゃられた通り、あるいは縦割りもよろしいであります。そうした運営の仕方もいいでしょうけれども、そうした、上から、これはいいこれは悪いといふきめ方をして、下へ

押しつけるという、その考え方の基本をいっておるのであります。私はこの点を承わりたいと思ふのであります。(拍手)

その他不当支出の問題で、総理大臣の監督権の強化の問題も、従来はわざわざ自治法で総理大臣は地方自治体に対して、技術的な助言もしくは勧告がやれるというところに、どこまでも中央官庁というものは、地方自治体の補佐の育成をするところの直接保護者であり、あたたかい母親のような気持ちで、これを育て上げるというところに、意味があるのであります。今回のごとく法制上において、そうした不当と断じたり、あるいは違反を断じた場合に、自治干渉をするというような監督規定を置くことによって、私は先ほど申し上げました通り、各官長といふものが、その県民なり市町民に対して責任を負わずに、むしろ上級官庁なり中央官庁の顔色だけを見て行政をやるようでは、せっかくの地方自治制度を作られたところの、その制度の基本に反するのではないかと申すことを申し上げたのであります。私はその考え方の基本を申し上げたのでございまして、どうぞ御理解を、川島長官の再度の御答弁をお願いしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣川島正次郎君登壇〕
○国務大臣(川島正次郎君) 答へ申し上げますが、会期の問題につきましては、現行は年一回定期会を開くこととなっておりますが、それを年一回の通常会にして、あとは臨時必要のあったときに開かれる、こういうことであります。年一回ならば議事を尊重しておるのか、一回では尊重しないのか、

こうしたことは御議論の相違であります。私どもは常に開けるのでありますから、常に臨時会を開けるのであります。現在の地方の状態において、その程度でいいのではないかと申すことを考えておるわけでありまして、

委員会の問題であります。委員会につきましては、現行法におきまして、行政部門別の縦割り規定としてあるものであります。その規定を直して横割りにしようというので、現在もすでに縦割りというものが規定をいたしておるわけでありまして、今度の改正案は、抽象的に中央集権化、官僚化だ、こういうことを世間で言うのであります。法文の内容を仔細に御検討願えば、決して中央集権的においものなれば、官僚的においものないものであります。十分に自治を尊重して、自治の合理化をはかっている程度に過ぎないのであります。

○議長(河井彌八郎) 小林武治君。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 私はたゞいま議題となりました地方団体関係法案につきまして、鳩山総理並びに関係大臣に質疑をいたします。御承知のように、地方財政は年々膨張の一途をたどり、昭和三十年度におきましても、いわば政府苦心の作品たる財政計画におきましても、その総額は九千七百六十二億円で、国家総予算の九千九百十億に匹敵するものであります。しかも年々赤字は累増し、昭和二十八年度末における歳入不足額は実に四百六十二億円といわれ、地方財政はまさに崩壊の危機に瀕しておるのであります。この事実が国家全体をいたし

てもまことに重大なる事柄であります。すなわち、一方の国家予算がいかに健全財政を謳歌いたしましても、国家組織の他の半分でありまして、地方がかる半身不随の状態でありまして、国家財政の前途はまことに憂慮すべきものと思ふのであります。まずかかる重大なる事態につきまして、鳩山総理は果して十分なる認識を持っておられるかどうかといふことを伺つておきたいのであります。すなわち、地方財政窮乏の問題は、もはや一自治庁長官のよくするところではありせん。真に内閣全体の問題として真剣にこれを処理すべきものと思ふのであります。内閣は果してその手段と努力とを尽しておられるかどうかといふこと

であります。特に地方団体が今日直接に困難しておりますのは、中央の各省がその施すところの何らの統一がなく、てんでんばらばらにその政策を地方団体に一方的に押しつけておることでありまして、これがための経費の無駄と行政の非効率とは枚挙にいとまがないのであります。地方団体赤字の大きな原因ともなつておるのであります。かかる事実にかんがみまして、政府はこの際、地方団体の利益の擁護と申しますか、中央各省の地方に対する政策の強力なる調整連絡、さらに地方団体に対する連絡指導を強化し、これによりまして、国家活動の基礎をなす地方行政の改善、健全化をはかるために、思いきつて政府はこの際、自治省といふような一省を設ける考えがなかろうかといふことを鳩山総理にお伺いしたいのであります。このたび政府が地方財政再建整備のために法案を提出されたことは、一応これを了

とするものであります。これは単なる過去の赤字解消のための応急的の措置にとどまつておるのであります。将来の健全財政を何ら保障するものでないことを心配いたすものであります。すなわち、自治庁はさきに本年度の地方財政計画を一千四百億と見積つたのであります。その後これを圧縮いたしまして九千九百億と見積り直しを行い、しかもこれによる歳入不足額すなわち赤字を百四十一億円としてこれを公表されたのであります。ところが、これが一たび内閣の問題となりますや、政府は、かかる事務当局の冷静なる数字に対して、当初より赤字とするこの不手ぎわ、あるいは不評、あるいは地方の反響をおそれまして、一夜にしてこれが収支の均衡をとるよう数字の改訂を指示されたのであります。自治庁当局が財政計画を策定するに当りましては、あらゆる資料により慎重にこれを見積りをなしたはずであります。しかも国の予算のすでに決定済みであります。たゞ、何らのこれに対する措置もなされず、また別に財源補てんの措置も講ぜられず、単に机上の遊戯によりまして百四十億の赤字を一夜にして解消せしめたこととは、地方財政計画そのものの信頼性を全く失墜せしめたばかりでなく、地方の赤字問題に対する政府のむしろ安易な考え方を露呈いたしたるものとして、まことに遺憾に存するものであります。自治庁の役人が一たび鉛筆を手にはすれば、立ちどころにして百四十億円の浮き出るというようなことがありましては、何人もかかる計画を基準として財政の切り盛りをする意欲を失つてしまふであらうと存じます。

が、地方財政計画の信頼性のために、この間の経緯につき、自治庁長官の御説明を求めたいのであります。

次に地方財政赤字の原因であります。地方団体の理事者並びに議会側の運用の仕方にも私は大なる責任があり、深くその反省と自責を求めるものであります。他の一半は、米国の占領政策たる地方制度改正の行き過ぎにあるのであります。従つて、この複雑にして非能率、しかも不経済の現行地方制度を根本的に改正することは、地方財政改善のためにはどうしても必要であります。このたびの地方自治法の一部改正もこれを意図されたものであるものであります。その内容はむしろ不徹底であり、中途半端ではないかと思ふのであります。たとえば、このたびの地方自治庁原案には、税を滞納した議員の職務停止の条項などもあつたのであります。一部は反対あるいは運動によりましてこれを削除されたなど、政府としてはきわめて自信のないやり方でありまして、いさくも政府として最善と信ずるものにつきました。私は、私は勇気をもって推進していただきたいと思ふのであります。

私はこの自治法改正案に関連いたしましたのであります。その第一は、政府は市町村合併の進捗に伴い、この際、府県につきましても統合その他の方法によりまして、これを整理したい。その性格を変更する等の御意は、ないか。第二は、地方財政膨張の原因である各種行政委員会を、思いきつてこの際、廃止または整理するお考えはないかどうか。第三に、地方議会の議員定数は、諸外国に比べてむしろ過多と思

昭和三十年六月二十日 参議院會議録第二十五号

地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案（趣旨説明）

THE

われるのであります。これを適当に減員するといふよりなお考えはないかどうか。第四に、地方議会の常任委員会の廃止を、五万以下の町村などと言わず、さらにこれを大幅に拡張するお考えはないかを伺つておきたいのであります。

もう一つ自治庁長官にお伺いしたいのであります。このたびの改正案では、人口五十万以上の市には大幅に府県事務の委託を規定しているのではありませんが、私はこれを契機としまして、多年地方紛争の原因であった特別市の規定をこの際削除して、一応これ

を白紙に返す意図はないかどうかというところであります。すなわち、最近における大都市周辺における町村合併につきましても、深刻な競争も、この特別市の規定に関係するものと思われるのであります。が、いずれにいたしましても、近く実現の見通し困難であるとしても、この規定を一応白紙に返すことが適当ではないかと思うのであります。

れ、地方の努力にもかかわらず眞にその足らざるは、国がこれを財源的に措置する熱意と決意とをお持ちであるかどうかということをまず伺いたいたいです。

すなわち第一は、今年度におきましても地方交付税の率を増す御意図はないか。地方交付税は今年度国税三税の二・二％となっているのであります。このたびの衆議院の予算修正におきましても、さらに六十七億円の減税となっているのであります。これに対する始末等どうされるかを伺っておきたいのであります。

第二は、地方に今後適当な税源を新規に与うる意図があるかどうかということにあります。すなわち、わが国の税は中央地方を合わせておよそ一兆二千億程度と思われるのでありますが、そのうち国税は七割余を占めておりまして、地方税はわずかに三千六百億円に過ぎないのであります。その地方収出に対する割合は府県平均におき

し、滞納額は現在数百億円に上っておりますのであります。これらは税制そのものに私はある程度の欠陥があると思うのであります。これの根本的再検討を希望せざるを得ないのであります。

次に、私がお尋ねしたいのは、地方債の問題であります。国が非専横主義を堅持しておることは、まことにけっこうであるのであります。この主義は国全体としては、いわばしり抜けになっておるのであります。すなわち地方債は年々一千億円余も発行されておるのであります。昭和三十年度の起債の計画におきましても一千百四十四億円となっております。しかししてこのうち公企業会計を除く一般会計分だけでも八百七十億円でありまして、これが期末における地方起債現在高は実に四千八百八十億円に上るのであります。従つてこれが元利償還額は、昭和三十年年度には実に五百十一億円に相なるのであります。新規起債額の半分以上に上るといふおそるべき数字であります。この事態をそのまま継続したならば、やがて元利償還額が新規起債額を上回るといふようなおそるべき事態も近く参るものと思つておりますが、この現実を大蔵大臣はどうお考えになり、今後いかにこれを処置せらるべきものとお考えかを伺つておきたいのであります。

最後に、私は文部大臣に伺いたいのであります。地方財政の再建を考えるとき、われわれは教育費の問題を除外して考えることはできません。すなわち教育は地方行政の重要な一環であるばかりでなく、その経費は地方財政需要の過半を占むる膨大なるものであると。今日ややもすれば教育の闇

題は、統一的行財政の責任者たる地方
首長から全く独立しておるように思わ
れておるのでありますが、町村のごと
きは教育問題を除いては、他に重要
な行財政というものはほとんどないの

この重大問題を國家の現状と將來にかんがみ、もう一度眞剣に考え直してみるお考えはないかどうかを伺いたいのであります。

以上の問題につきまして、私は各大臣のまじめな御答弁を期待して、私の質問を終ります。(拍手)

國務大臣鳩山一郎

○國務大臣(鳩山一郎君) 小林君の御質問に対してお答えをいたします。

私に對しての質問は、地方の財行政

の問題が非常に重大な問題である。内閣全体として考へべきものと思ふがどうだ。政府全体として対処し、中央機構を設置する用意があるかどうかといふ点について、私は答弁をいたします。国の諸施策がほとんど地方の財政を通じて実施されます今日におきまして、地方財政の現状を見て非常に憂へたしまして今度の法律を出したの

であります。今日のように国の施策がほとんど地方の財政を通じて実施せられておることにかんがみまして、こういうような窮迫した事態を生じたということは、まことに重大でありますので、中央機構の設置ということは、慎重に検討すべき時期に到達しておるものと考へられます。国も地方も財政現

實のこころといふ實を考へては、

○國務大臣(川島正次郎君) 小林さん

から地方制度の改革につきましまして、いろいろ適切な御議論があつたのでございまして、市町村の合併を促進するにつけても、府県の性格を直す必要があるのじゃないかという第一の御質問につきましましては、全くその通りであります。これが完成しましたら昨におきましては、現在の府県制度に対して、相当地な改革をする必要があるということ、これは、従来の議論でありまして、現在地方制度調査会におきまして、特にこの問題を取り上げまして、府県を合併する、あるいは道州制にするかというところについても活発な議論、研究が行われていて、最中でございまして、今日結論を申し上げる段階には至っておりません。

次に、行政委員会に対して、相当の措置をする必要があるんじゃないかという御質問でありまして、行政委員会の公平委員会というものは、今回廃止をいたすつもりで提案の準備をいたしております。教育委員会その他につきましては、まだ結論には到達をいたしておりませんが、行政委員会全体に対して再検討の必要は十分認めております。

議員の減員であります、これは前年吉田内閣当時に一応提案をいたしまして、否決になった経過があるのでございまして、町村合併の進行に伴いまして、市町村におきましては漸次自発的に減員を行なつておりますし、また府県におきまして、自衛をいたしまして減員を行なつてるところもあるものであります、こうした経過も見ま

して、この問題は慎重に考えて処理をいたしたいと存するのであります。

また、委員会を五万以下の市は置かないという改正案を、五万以上の都市でもこれはよしたらいじやないか、こういう御議論のようでありまして、大体五万以上というものは町村を除いた市でありまして、府県並びに市には、委員会を置くことが必要ではないかという考えで改正案を出したわけでございます。

特別市の規定につきましましては、これはこの改正案におきまして、とりあえず五十万以上の市、つまり五大都市に對しましては、ある程度の事務を府県から市に委譲する改正案を御審議願うことになっておりますが、特別市の規定を自治庁からよすかどうかという問題につきましましては、これは府県制を直すときとあわせて考えたいというので、一時この点は留保しているわけでありまして、さうに御承知を願うたいのであります。

それから財政計画の問題であります、百四十億の赤字が出たのを、これを消してしまつたのは一体どういふわけかという御質問でございまして、今年の財政計画の策定に當りましては、二十九年度の財政計画を基礎にいたしまして、それから三十年度におきまして当然減少すべき項目並びに当然増加すべき項目などいろいろ計算をいたしまして、歳入を出しました一方、歳入におきましても、三十年度は二十九年度に比べまして、国の負担としましては交付税交付金におきまして百三十億、たばこの益金の繰り入れが三十億、入場税の増徴におきまして二十億、これだけは昨年よりも国

の支出がふえていたのであります、この他にさらに市町村固有の税収等を勘案して、いろいろ調へますと、二十九年度の通りの事業をやつていきますれば、これは百四十億の不足になるのであります。そこで私は先般の知事會議におきまして、この赤黒々な事實を示して、現在全部の府県にや

りませんが、赤字に悩んでいる府県、市町村においては、いわば非常事態であるのだからして、事業の面においても、事務費の面においても、極力圧縮をしてもらひまして、この百四十億といふものを消してもらひたいということを強く要請をいたしているのであります。その後財政計画の策定に當りまして、この百四十億を計画の外におく

がいいか、あるいはこれを計画の中に入れて、どの項目で幾ら減らすかといふことを合理的に示す方が地方財政の運営上いいかといふことについていろいろ考究をいたしました結果、百四十億といふものを各項目に分配をいたしまして、今日お示ししている財政計画を立てたのであります、私どもは百四十億が三十年度において当然赤字とは考へておらないのであります、これを地方の自衛によりまして、事業の縮小並びに事務費その他の節約によりまして、これを消してもらひたいといふことを急願をいたしたのであります、今年の約九千八百億に近い財政計画の策定の内容は以上の通りでござい

【國務大臣(一萬田尚登君) 財政の健全が、中央地方を通じての健全なものでなくてはならないといふことは、これは申すまでもございせん。従いま

して、熱意と決意を私が持つておるとは、これは言うまでもありません。この国と地方との税の配分についてのお尋ねですが、これは近く税制調査会にかけて研究をいたし、なお税制自体について十分検討を加えてみてはどうかという御意見も、ごもっともでございまして、これも根本的に一つ検討を加える考えであります。

なお、地方債の全体に於いて非常に御心配、これは全くその通りであります、今日地方の財政を何とかして再建整備しなくてはならぬといふことも、こういうことにあるのであります。今後におきましては、地方の財政をあらゆる面から、今日の状態の起きた原因を探究するとともに、これを是正をいたすことに努力をしまして、そして今後の地方債の発行といふものは、私はやはり生産的な用途にする、こういうふうな、しかもこれは必要に応じて、必要限度にとどめていく、かようにして今後の地方債の整理をやつていかなければならぬと考えております。

なお、交付金につきましまして、本年度率を上げる意思はないかというお尋ねであります、これはこの二、三は三十年度におきまして初めて適用したものであります、なおかつ、この交付税の建前からいたしまして、その交付率に變更すべきでない、要は地方財政の今日の状態を起した原因をまず深く探究しまして、これに対する対策を講じ、そしてその上において財源的な措置を考へるべきであらうかと考へておる。

なお今回衆議院におきまして予算修正の結果、所得税等の三税の収入が

減つたことから交付税が減つたから、これにはどういふ措置を講じたかといふお尋ねであります、これは専ら益金からの交付金によつて補てんをいたしてあるのであります。

お答え申し上げます。

【國務大臣(松村謙三君) 答へを申し上げます。

地方財政の整理再建につきましましては、私ども決してこれに協力を惜しむというふうなことをいたしておるわけではございませんが、この教育委員会の権限の問題につきましては、実はこれは教育の根幹をなすものでございまして、改むべきは、これはその方面から観測をいたして改めるのが本筋でありまして、単に財政の面から、財政整理の面からだけこれを取り上げるといふことは参りかねるのでございまして、それでこれを抜いた、こういう次第でございまして、ただし教育委員会の制度そのものは、これは相當に再検討を要するといふことは、いろいろの内容について差はありますけれども、大体世論が一致いたしておると申してもいいわけでございます、私どももいたしましては、速急にその改正案を検討いたしまして、すみやかなる機会にその案を得たならば実施をいたしたい、このように考へておるわけでございます。

また停年制の問題をなぜこばむかといふお話でございまして、これも実はこういう次第でございまして、今日の教員の数は大よそ六十万あるものでございまして、ちよつと六十万を切れるくらいでございまして、それが六十才になりますとどれだけ減るか申しますと

は、五十六才から六十才まではずつと減つて参りまして四千五百人くらいの人しか残りません。その以前に、大体五十才から五十五、六十の間に、ほとんどみな交代ができてまして、それ以上に残る数は、非常に少いのでござい

○議長(河井彌八郎) 中田吉雄君。

「中田吉雄君登壇、拍手」

中田吉雄君 私は、ただいま提案されております地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案外一件について、日本社会党を代表して総理大臣、自治庁長官並びに関係各大臣に対して、その重要な点をたざんとするものであります。

自治庁が最近発表いたしました数字によると、地方財政の赤字は、昭和十九年度末で五百八十六億の膨大な額に達しています。地方団体は今やこの膨大な赤字のため、地方団体自身の自治行政の運営ができません。ただでなく、地方団体の手を通じて行われる国の行政施策の遂行すら重大な支障を来しています。従つて、地方財政の再建整備と行政の根本的な改革は焦眉の急として久しく要望されていたところであります。しかも今今回提案された再建促進、自治法改正の両法案をつぶさに検討いたしますならば、まことに十分きつまるものであつて、これでもって地方財政の再建を望むがごときは、全く百年河清を待つたぐいと言わなくてはなりません。しかも地方自治は、各国の伝統が示しますように、寛容ある態度をもつて年々をかけた、忍耐強く保護育成しなくてはなりません。しかるに地方団体は、あたかも金を湯水のごとく使ひ放蕩むすこのように、性急にがんにがらめな諸規定で縛りつ

てでも持ちこたえて、そしてこの制度の完壁をはかり、国民の教養の充実をはかるというところが、行くべき道でなからうかと考えて、ただいまその方針をやつておる次第でござい

けようとしたしております。しかも赤字の責任をあげて地方に転嫁し、あまつさえ増税と首切りによる再建を余儀なくさせ、再建促進の美名に隠れて中央集権化をはかんとしておるのが両法案の基調である点は、わが党の深く遺憾とし、強く反対するところであり

○中田吉雄君登壇、拍手

中田吉雄君 私は、ただいま提案されております地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案外一件について、日本社会党を代表して総理大臣、自治庁長官並びに関係各大臣に対して、その重要な点をたざんとするものであります。

自治庁が最近発表いたしました数字によると、地方財政の赤字は、昭和十九年度末で五百八十六億の膨大な額に達しています。地方団体は今やこの膨大な赤字のため、地方団体自身の自治行政の運営ができません。ただでなく、地方団体の手を通じて行われる国の行政施策の遂行すら重大な支障を来しています。従つて、地方財政の再建整備と行政の根本的な改革は焦眉の急として久しく要望されていたところであります。しかも今今回提案された再建促進、自治法改正の両法案をつぶさに検討いたしますならば、まことに十分きつまるものであつて、これでもって地方財政の再建を望むがごときは、全く百年河清を待つたぐいと言わなくてはなりません。しかも地方自治は、各国の伝統が示しますように、寛容ある態度をもつて年々をかけた、忍耐強く保護育成しなくてはなりません。しかるに地方団体は、あたかも金を湯水のごとく使ひ放蕩むすこのように、性急にがんにがらめな諸規定で縛りつ

てでも持ちこたえて、そしてこの制度の完壁をはかり、国民の教養の充実をはかるというところが、行くべき道でなからうかと考えて、ただいまその方針をやつておる次第でござい

けようとしたしております。しかも赤字の責任をあげて地方に転嫁し、あまつさえ増税と首切りによる再建を余儀なくさせ、再建促進の美名に隠れて中央集権化をはかんとしておるのが両法案の基調である点は、わが党の深く遺憾とし、強く反対するところであり

○中田吉雄君登壇、拍手

中田吉雄君 私は、ただいま提案されております地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案外一件について、日本社会党を代表して総理大臣、自治庁長官並びに関係各大臣に対して、その重要な点をたざんとするものであります。

自治庁が最近発表いたしました数字によると、地方財政の赤字は、昭和十九年度末で五百八十六億の膨大な額に達しています。地方団体は今やこの膨大な赤字のため、地方団体自身の自治行政の運営ができません。ただでなく、地方団体の手を通じて行われる国の行政施策の遂行すら重大な支障を来しています。従つて、地方財政の再建整備と行政の根本的な改革は焦眉の急として久しく要望されていたところであります。しかも今今回提案された再建促進、自治法改正の両法案をつぶさに検討いたしますならば、まことに十分きつまるものであつて、これでもって地方財政の再建を望むがごときは、全く百年河清を待つたぐいと言わなくてはなりません。しかも地方自治は、各国の伝統が示しますように、寛容ある態度をもつて年々をかけた、忍耐強く保護育成しなくてはなりません。しかるに地方団体は、あたかも金を湯水のごとく使ひ放蕩むすこのように、性急にがんにがらめな諸規定で縛りつ

てでも持ちこたえて、そしてこの制度の完壁をはかり、国民の教養の充実をはかるというところが、行くべき道でなからうかと考えて、ただいまその方針をやつておる次第でござい

戦後の困難な中に、いかに祖国再建のために協力したでありましょう。供米の割当が完遂できず、あるいはまた六三制学校建築の寄付金が集まらないために、いかに多くの人が責任をとらされたでありましょう。ある郡のごときは、全部のほとんどの町村長が、その責任を負つて任期の半ばで退陣のやむなきに至つた例は少くないのであります。実にわが国が今日のような段階まで来したのは、このような犠牲と献身に負うものであります。従つて地方公共団体に対する国の財政援助の十分でなかつたことを問題であり、地方団体がその責任に任すべき理由はいささかもないものであります。

○中田吉雄君登壇、拍手

中田吉雄君 私は、ただいま提案されております地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案外一件について、日本社会党を代表して総理大臣、自治庁長官並びに関係各大臣に対して、その重要な点をたざんとするものであります。

自治庁が最近発表いたしました数字によると、地方財政の赤字は、昭和十九年度末で五百八十六億の膨大な額に達しています。地方団体は今やこの膨大な赤字のため、地方団体自身の自治行政の運営ができません。ただでなく、地方団体の手を通じて行われる国の行政施策の遂行すら重大な支障を来しています。従つて、地方財政の再建整備と行政の根本的な改革は焦眉の急として久しく要望されていたところであります。しかも今今回提案された再建促進、自治法改正の両法案をつぶさに検討いたしますならば、まことに十分きつまるものであつて、これでもって地方財政の再建を望むがごときは、全く百年河清を待つたぐいと言わなくてはなりません。しかも地方自治は、各国の伝統が示しますように、寛容ある態度をもつて年々をかけた、忍耐強く保護育成しなくてはなりません。しかるに地方団体は、あたかも金を湯水のごとく使ひ放蕩むすこのように、性急にがんにがらめな諸規定で縛りつ

てでも持ちこたえて、そしてこの制度の完壁をはかり、国民の教養の充実をはかるというところが、行くべき道でなからうかと考えて、ただいまその方針をやつておる次第でござい

町村合併により団体数が激減したにもかかわりませず、今や千三百二十三の多きに達し、府県の約八割、市の約七割、町村の約二割という工合に、赤字が一、二の地方団体の特殊の現象でなしに、全般的な傾向になつてゐるわけでありまして。これをもつて見ましても、放漫財政や財政運営の不手ぎわだけによるものでなく、もっぱら制度的な欠点に由来するものと云はなくてはなりません。従つて赤字の大半は国の施策によるものであつて、当然政府と国会がその責任に任すべきものと思ひますが、これに対する鳩山総理の御所見をお伺ひしたい。特に再建促進に對して一番理解の薄いように感ぜられる大蔵大臣に、この点について、はっきりいたしてもらいたいと思ひわけであり

○中田吉雄君登壇、拍手

中田吉雄君 私は、ただいま提案されております地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案外一件について、日本社会党を代表して総理大臣、自治庁長官並びに関係各大臣に対して、その重要な点をたざんとするものであります。

自治庁が最近発表いたしました数字によると、地方財政の赤字は、昭和十九年度末で五百八十六億の膨大な額に達しています。地方団体は今やこの膨大な赤字のため、地方団体自身の自治行政の運営ができません。ただでなく、地方団体の手を通じて行われる国の行政施策の遂行すら重大な支障を来しています。従つて、地方財政の再建整備と行政の根本的な改革は焦眉の急として久しく要望されていたところであります。しかも今今回提案された再建促進、自治法改正の両法案をつぶさに検討いたしますならば、まことに十分きつまるものであつて、これでもって地方財政の再建を望むがごときは、全く百年河清を待つたぐいと言わなくてはなりません。しかも地方自治は、各国の伝統が示しますように、寛容ある態度をもつて年々をかけた、忍耐強く保護育成しなくてはなりません。しかるに地方団体は、あたかも金を湯水のごとく使ひ放蕩むすこのように、性急にがんにがらめな諸規定で縛りつ

てでも持ちこたえて、そしてこの制度の完壁をはかり、国民の教養の充実をはかるというところが、行くべき道でなからうかと考えて、ただいまその方針をやつておる次第でござい

す。また、本法案によるような条件で、どれだけの府県と市また町村が指定を求めるかというその推計についてもお知らせ願いたいと思ふわけである。わが党は大体四百億程度の再建債を要当としてゐるわけでありすが、再建の促進状態に応じてさらに二百億の再建債のワクを増額されるか、その点をお伺いしたい。またこれに際する用意がおりであるか、その点大蔵大臣にお伺いしておきたい次第である。

第三に、財政再建計画の条件が過酷にすぎない点であります。本法案は昭和二十六年四月施行の農林漁業組合再建法、昭和二十八年八月施行の農林漁業組合連合会整備促進法になつたものである。まず協同組合のごとき経済団体である法人の再建と国家統治機関の組織の一環として公共の福祉の増進をその目的とし、行政の主体として各種の公権力を付与されたところの公法人であるところの地方公共団体の再建を混同したところに、本法案の致命的な欠点があると言わなくてはなりません。自治庁内の若い良心的な諸君のうちにも、大きな異論と不満があると聞かれてゐるのは当然と言わなくてはなりません。農協の再建整備法は昭和二十六年から本年度予算計上のものを合計いたしますと、三十六億の助成を行つてゐます。また造船融資に至つては除外である。昭和二十八、九年度の両年だけで、すでに四十億九千万円の利子補給をなし、本年度予算においてもまた三十五億の補給利子を計上いたしてゐる。秀駒などが登場し、乱脈をきかめた造船融資に対してさえ、市中銀行に約六分の利子を補給してゐながら、権威ある地方制度調査会の答

申は無利子を勧告してゐるにもかかわりませぬ、なぜ利子の補給もいたさないのか。地方団体は造船会社のようには選挙のときに政治献金をしてないためにこのような措置をとつてゐるのか、川島、一萬田両大臣の御説明を承わりたいと思ふのであります。(拍手)

本法案のごとき政府の助成なしに自力によります場合は、再建期間が八年では短か過ぎると思ひますが、この期間をきめた基準をお示し願ひたいと思ふわけである。また本法の第二条第三項には、指定された翌年からおおむね七年以内と再建期間を定めてゐるが、事情によつてはさらに変更を認めるのであるか、認めるとすれば、いかなる場合にお認めなされるのであるか、その点をお伺いしておきたいと思ふわけである。

第四に、本法案は議会の審議権を不当に制限してゐる点であります。この法案の適用を受けて財政再建を行うかどうかは、地方団体にとっては真に重大であつて、慎重審議は当然であります。しかるに本法案の第十一条によりますと、長の提出する財政再建についての関係議案の審議には、長は審議機関を限定し、あるいは長に解散権を与える等、議会の審議権を大幅に制限いたしてゐます。これでは議会の再建整備期間中の間、長の諮問機関的な存在として有名無実にするとは明かである。たつた七千五百万の利子補給で自治権の一切を買い上げようとするのが本法案でありすが、なお、この本条項には再建に対して議会の価値をいささかも認めてゐないだけでなく、これを厄介視し、むしろ赤字の責めを議院に転嫁し、執行部万端、議院否認

の思想を前提としてゐるようでありすが、このことはわれわれ議院人としてどういふ容認することができないわけである。第十一条を削除して再建にどのような支障を来たすか、その理由をお伺いしたいと思ふわけである。

第五に、財政再建と教育財政の關係である。最近における地方財政の赤字は、教育に重大な影響を与へ、今、一学級当り児童数五十人として、小学校一・五、中学校一・八の基準で教職員を確保してゐる府県はほとんどございせん。従つて一学級当り六十人近い児童数を詰め込んでゐる例も決して乏しいわけである。しかるに本法案によると、再建計画の策定に當つては、教育委員会の意向を反映する機会が、全然ないわけではございせん。一たんきまつた予算の執行について長と協議をしないのはならぬようになつてゐます。また今回の自治法の改正により、教職員の定数等について教育委員会に対し、長に重大な勧告権を与えてゐるわけである。すなわち今回の同法案の改正によつて教育委員会の自主性は全くそごなわれ、権限は弱体化されまゐる。しかも自治法の改正法案によるが、公選でないところの他の委員と同じように日割計算で払ふようになつてゐます。これでは教育委員会をして萎縮せしめ、財政再建の犠牲が教育財政に怒濤のように押し寄せてくるのを防ぐのに全く無力であると言つても過言ではないと思ふわけである。松村文相が原案送付権の確保に対して、異常な努力をされた点については深く敬意を表するものである。しかし同法案には教育費の節約で地方財政の建て直しをやらうとしてゐる不動の決意がみえなきてゐます。自治庁は原案送付権の上においては譲りました、実をいへば、これで教育の水準を守ることができるとお考えでありますか、お伺いしたいと思ふわけである。

なほ、この機会に文部大臣にお伺いしておきたいことは、このような再建の前におびへゐる教員に対して、保守両党は最近教育二法案について行政罰を刑事罰に修正することについての意見の一致を見たということが伝えられてゐます。今国会あるいは最近の国会において、そのような法案の修正を意図される用意があるか、お伺いしておきたいと思ふわけである。

次に自治法の改正について二、三お尋ねいたします。

第一に、府県の将来をどういふふうにしよとされてゐるかという点であります。目下大規模な町村合併が進行いたしてゐます。これが一応完了いたしますと昭和三十年ごろに備へて、いちじろしく行政能力の高まつた町村と國との間にある府県の性格と権能をどうするかというところは、今後における地方自治最大の課題と言わなくてはなりません。しかも一併今回の改正はどのような府県を理想とし、中間団体を理想として、それを目ざしての第一歩の改正であるか、道州制か、府県の統合か、完全自治体か、國の出先機関であるか、こゝういふ点について、はつきりとお伺いしておきたいと思ふわけである。高橋君に対する川島長官の答弁にもかわりませぬ、今回の改正法案におきまして、市町村は基礎的な公共団体とし、府県は広域の地方公共団体としておる点は、知事官選への重大な布

石ではないかと思ふわけである。憲法第九十三条には、地方公共団体の長は、その地方公共団体の住民が直接選挙をすることとし、知事の官選は憲法改正なしにはできないことになつております。そこで今回の改正によつて、住民が直接選挙を要する憲法上の地方公共団体といふものは、基礎的な公共団体である市町村だけだといふ概念を導入しまして、保安隊は戦力ではないのである、だから憲法違反ではないといふ故智になつて、違法性を阻却して知事を官選にしよとする布石ではないかと思ふわけでありすが、現行憲法は、はつきりと府県と市町村との二重構造を前提とするものであり、自治のために絶対官選にすべきではないと思ふが、重ねてこの点についてお伺いしておきたい。なおまた現行憲法のもとにおいても、知事を官選にするようなことができないかどうかについてもお伺いしておきます。

第二に、民主化と能率化との調和の問題であります。本法案の全体を貫きまゐるものは、能率化による安上りな地方自治を作るために、民主化を犠牲にしておる点であります。たとえば議会は定例会が年四回あつたのを通常会と改め、一年に一回としたような点であり、議会議長の権限を著しく強化するものである。特にわれわれのような議会の勢力分野において革新勢力が少いような際におきましては、臨時会招集の四分の一の法定数を持たないような議会が多い際において、革新団体は、ほとんど民意を反映するようない機会は失われてしまふものである。かようなおそ

これはないものであるかどうか、お伺いしておきます。

われわれといたしましては、自治訓練の場としても定例会制度は存置すべきものと思つておられます。また常任委員会制度等もまた高度の専門的知識を要する現在におきましては、現行方式を可とするものであつて、議員の兼職禁止等の規定を挿入するだけで十分だと思つておられます。行政機構の高度化につれて、集権化は時の趨勢でありまして、わが国のような民主的な洗礼の浅い現状におきましては、能率化が若干犠牲にされても、民主化の徹底の道を歩まねばと思つて、その兩者をどうのようにならに調和されようとおるか、お伺いしておきます。

第三に看過することのできないのは、長の不信任決議の成立要件を過半数決議に改めたことである。このことは大統領制度と議院内閣制の混同であります。さらにまた革新系首長の立場をはなれだしく不安定にすることを奥深く意図するものと言わなければなりません。

わが国の地方制度は、国会のような議院内閣制度と違つて、アメリカの大統領制をとつて、一方では議員を、一方では住民が直接首長を選挙する制度であります。だから、議院から選ばれた間接選挙の場合とは違つて、その議員数の三分の二の出席で、四分の三の議決で不信任決議をするような慎重な措置が大切なわけでありまして、これは大統領制度の当然の要請であります。それを過半数の出席で、過半数の議決で不信任できるようなことになりまして、ならば、特に議院勢力の分野が少い、が、よくよく進出しかけたところの革新勢力の首長の地位は、きわめて不安定であつて、このことは私はやはりたゞさん出かけたところの革新系首長

に對する大きな尊重と見て、これは絶対許すことができないと思つておられます。

さらに、最後に鳩山総理に、このよりな地方行政の重大な危機に際して、たしまして、きわめて近いうちに特別に、地方自治のための臨時国会を開きになる用意はないかというところをお伺いするものであります。今回国会に提案されました地方財政再建促進の特別措置法案、自治法の改正等をもつて見ましても、とうてい急迫した事態に應ずることはできません。過般、昭和三十年度の地方財政計画に對して、財政審議会は、給与費と恩給費を別に、百五十億以上の歳入欠陥であり、さらにかつて懸案であるところの給与費と恩給費を考慮いたしますならば、四百八十億の歳入欠陥だと言つてゐるわけでありまして、従つて、大量の行政整理をしない限り、本年度半年度だけで約五百億の赤字が出ることは、今や必至であります。このような状態からいまして、近く地方制度調査会からその答申があるというところであります。うちこの地方自治のための特別国会を、臨時国会を開くことになることが大切だと思つて、それに対する御所見をお伺いしたいと思つておられます。

さらに、鳩山総理は過般の参議院予算委員会において、災害を別にして補正予算を組むよりなときは、内閣の運命をかけるということを申されておられます。権威あるところの地方財政審議会の勧告をもつて見ても、五百億もあるというのに、赤字が出ようというのに、このような措置のために私たちが当然、地方交付税を百分の二十二から百分の二十七あるいは百分の三十二に引き上げる措置が必要だと思つて、地方のよりな総理の御発言を見ると、地方

財政には危機はないと見ておられるのでしうが、その点についてお伺いいたします。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕
○國務大臣鳩山一郎君 御質問にお答えをいたします。

赤字の原因について、国もその一端の責めを負わなくてはならないのではないかと御質問がありました。先刻も申しましたように、国の諸施策が地方財政を通じて実施せられる今日において、国と地方、国が地方の赤字について一部の責任のあるというところは、私は当然だと考えております。それから最後の御質問の、臨時国会を開く意思があるかどうかというところにつきまして申し上げますが、今日のうちに、国、地方を通じて財政措置の合理的削減が必要でありますときに、地方団体もこの方針で財政を運営することと、そういうような方針を維持してくれらると思つておられます。赤字が起るとは考えません。従つて、臨時国会を開く意思はございません。

その他の質問に對しましては、関係閣僚から御答弁をいたします。

〔國務大臣一萬田尚登壇〕
○國務大臣(一萬田尚登壇) 赤字補てんのための債券、地方債二百億、これは少いじやないか、こういう御質問がなされました。これはこの二十八年までの、当時地方公共団体の赤字のはつきりしておつた総額に基きまして、そして他の方法で補てんのできぬと思われ二百億につきまして、地方債に肩がわりをさせる。そうしまして、この赤字から資金的に非常に地方公共団体が圧迫を受けておる、これを緩和しよう、こういう意味で、この二百億という数字が出ておるわけでありまして、

なお、この利子の補給等について御質問がなされましたが、私の考えでは、ひとりこの利子補給というところにかかりませう、地方公共団体のこの今日の財政の窮乏の原因が真にたゞきりいたしまして、そしてそれぞれ再建整備の計画を立てて、なおかつ地方の規模というものが、地方財政の規模と申しますが、あるいは地方公共団体がどうあるべきか、こういうよりないろいろの諸問題があると思つておられます。こういうものを究明して、その場合において、国がいかに援助を差し伸べるかということをおはほんとうに考えていようじやないか。単に利子補給というよりなことはかりでなく、今日ではそういう基本的な観がなおつきりいたしません。応急の措置をとつておるといふ事であるのでありますから、そうこれに国から、国の財政も乏しいのでありますから、国が援助をやるということばかりでは、私は解決しないだらう。かように考えておるわけでありまして、

そういう意味合いにおきまして、もう一つ交付金の事を引き上げてはどうかという御意向もあつたのであります。が、これはことし初めて、三十年度初めて二%を適用するようになったのであります。この交付金については、これは平衡交付金とはまた非常に性質も違つておる、建前も特殊な性格を持つておるもので、そう容易に引き上げることも適當でないと思つておられます。これも先ほど申しましたように、やはりこの今日の財政の地方のあり方が十分矯正される、こういう点とよくにらみ合はして、これは適正に考へていったらいいだらう、こういうふうに思つておられます。(拍手)

〔國務大臣川島正太郎君登壇〕
○國務大臣(川島正太郎君) 二十八年度の決算に出ました赤字が四百六十億、それに二十九年度に出るだらうと推定される赤字が百二十億、合計五百八十億の赤字に對して、二百億では足りないだらうという御説であります。二百億を計算しました當時は、二十九年度の赤字がはつきりしませんでした、一応二十八年度の赤字の四百六十二億を基礎にして計算を立てたのでございまして、二百億で大体府県にして十九府県、市が七十七市、町村は四百くらゐを計算をして二百億という数字が出たのであります。しかしその残余の金額はどのくらいかと言いますと、四百六十億のうち、約九十億といふものは、二十七年以前に国の直接工事に對する府県分担金でありまして、これは支払延期にすでになつております。この九十億のうち黒字の府県もありますから、大部分は赤字府県でありまして、赤字府県が国に支払う分担金は、これは相当長い期間に繰り延ばしてもちろことを大蔵省と話ができておるわけございまして、その他の金額は零細な市町村の赤字でありますからして、これは再建整備団体の適用を受けず、各町町村の自費によつてこれを解消してもらいたい、こう考へておるのであります。七年では短か過ぎるのじやないかという御議論がありますが、これは一応の考へでありまして、私どもも七年がいいか、十年がいいかというところについては、いろいろ考究したのであります。とりあえずおおむね七年といたしまして、これは必要に應じては多少の延長はできる考へておられます。第十一條に、市の長と議會との關係の点が明記されておるのであります。何といたしまして、このようにした非常事態に赤字を克服しよう

というのでありますからして、市長と県知事と、また県議会と市議会というものは一体になってやらなければならぬのであります。一体の形をとる上においては、こういう規定が必要だと、かように考えたわけでございます。

それから自治法の改正の問題でございますが、府県の将来につきましましては、今日まだこれを明確に答弁する段階に至っておりませんが、現在の制度におきまして、府県知事というものは、これを官選にできないことは憲法上明かでございます。

それから不信任の決議の問題でございますが、今回の法案を改正いたしましたので、不信任は半数でできるようなことになっておるのであります。現在の各公共団体の現状を見ますと、長と議会とが所屬党派が違つたためにいろいろ混乱が起つて、議会運営、地方公共団体の運営に不明朗な点があるものであります。これを国会と同じように、過半数で不信任ができるようにすることが地方公共団体の運営を明朗ならしめるゆゑに、かように考えて改正法案を提出した次第であります。

〔國務大臣松村謙三君登壇〕

○國務大臣(松村謙三君) お答えをいたしますが、ただいま御質問のこの第八條の点につきましては、すなわち予算の執行に当りましては、その長と協働をせよという、この程度のことでは今日財政の整理の上においていたしません。これは当然の協力と心得まして同意をいたしました次第でございます。これは教育の成果をあげますのには、地方の自治の長と渾然一体となつてやることもちろん理想でございますので、そういう意味合いにおきましても、この程度のことをいたす

は妥当であると考えたわけでございます。

また、お尋ねの二法案の行政罰を刑罰にしようというお尋ねでございますが、これは私としてまだ承つておりませんのでございます。さう御了承願います。

○議長(河井彌八君) 松澤衆人君。

〔松澤衆人君登壇、拍手〕

○松澤衆人君 私は、ただいま政府より説明がありました地方財政再建促進特別措置法案及び地方自治法改正法案は、日本社会党を代表して教点質問いたしたいと存じます。

ただいまの川島國務大臣の説明を聞くまでもなく、わが国の地方自治団体は府県と言わず、市町村と言わず、積年の赤字のためにまさに累卵の危うき状態にあり、これを放置するならば、三十年代中には地方団体の職員俸給の支払いに支障を来たす府県市町村は、ほとんど軒並みになることは火を見るよりも明かである。これまでわれわれは、すでにこのことを指摘いたしまして、しばしば政府の善処を要求したのであります。自由党内閣においても、民主党内閣においても、われわれの意見に耳をかさず、今日の事態に悪化してきたのであります。政府自身の報告によつてみましても、二十八年度決算赤字四百六十二億二千四百万円に、さらに二十九年度赤字百二十三億九千九百九十九万五千四百八十六億一千四百四十四円に達するといふことではあります。この状況は、これまで政府の常に指摘している、たとえは地方団体の経理の不手ざね、団体の首長の選挙運動、人員過剰、職員給与の増高等の原因によつてきたものではな

く、明らかに政府の失策によるものであり、われわれに言わねばならぬのであります。われわれに言わねばならぬのであります。団体のかかる窮状の真の原因は、増高する再軍備経費による地方財政への圧迫であり、国と地方の財政的不均衡、恒常的伸縮性税源の不足、地方財政計画の実情無視等がその重要な、かつ決定的なものと考えられるのであります。

今回提案を見ました地方財政再建促進特別措置法案は、従来の赤字解消のねらいをもつて作られたものであります。が、われわれは上述いたしました地方財政危機の真の原因に対する何ら抜本的な解決がなされていない点に強い不満を感じるのであります。

そこでこの提案の三法案につき、まず内閣総理大臣にお伺いしたいことは、第一、地方財政の危機は累年その傾向を強めているのでありますが、その根本的原因是、財政が、国の財政中心主義をとつていて地方財政が閉鎖されていくところにあるのではないかと、思ふのであります。税源を考慮してみても、安定性ある、しかも景況に敏感であり伸びのある税源は優先的に国に取上げられて、地方団体は不安定であり零細である税源のみに依存せざるを得ない状態に置かれていくために、財源が窮乏となり、歳出は逆に、国の事業の増大に伴い地方財政を増高せしめ、これを赤字にする結果となつていくのであります。地方財政の赤字解消の根本的な方策は、地方団体がその固有本来の権限を行使するに必要にして十分なる自主財源を賦与することであると思ふのであります。が、総理は、この基本的な解決につき、いかなるお考えを持っておられるか、御答弁願ひたいのであります。

第二にお伺いしたいことは、再建促進特別措置法にいたしまして、地方自治法の改正法案にいたしまして、一貫して見られることは、政府は

種々なる口実に基いて、地方自治の制約、中央権力の地方への介入強化であります。あるいは赤字に藉口し、あるいは地方行政の非能率を理由として、かかる反動的な政策を強行しようとしていくのではないかと疑はれるのであります。政府は、みずからの施策の失敗を地方団体の責任に転嫁し、その権限を縮小しようと考えているのではないかと。これは重大な問題でありまして、憲法のいわゆる地方自治の本義にもとるのではないかと心配するのであります。総理はこれについていかなる所見を有せられるか、率直に表明願ひたいのであります。

第三は、地方制度の根本的なあり方についてであります。戦後、戦前の官治主義から、民主主義の基盤の上に地方団体固有本来の職責を果せようとする線に沿つて、地方分権と自主主義に移行してきたのであります。が、まことに残念なことには、この新しい自治制度の発展に必要な財源の措置を講ずることを忘れ、ともすれば戦前の官治主義に逆行せんとする施策を強行しようとして、各方面にいたるる混乱を巻き起しているのではありません。ここに私は、政府は地方制度の根本的なあり方につき、いかなる考えを有しておられるのか、総理大臣みずから、地方制度の根本的改革の構想、道州制、府県制、その権限の再配分等につき、所信を明らかにせられんことを要求いたします。

次に大蔵大臣にお伺いしたいことは、さきにも総理大臣に対し中央と地方の税源の配分の問題につきお尋ねいたしました。が、大蔵大臣からも将来の税源の再分配について御所見を伺ひたいのであります。

第二点は、地方財政計画は一応地方自治庁において策定するのであります

が、結局は大なり小なり、大蔵省の査定に際し、国の財政上の都合によつて、実際必要な財政需要すらも削減されているのであります。その結果、地方財政計画は単なる机上プランに終つて、現在見るような地方財政の窮状を現出してくるのであります。一体、大蔵省はいかなるものさしをもつて、地方財政需要が多いか少ないか、あるいは地方歳入が増徴されるかどうかを判断されたのであります。要するに、国の財政の都合なり再軍備のしわが地方財政に寄せられて来ることになるのではないかと、思ふのであります。大蔵大臣としては地方財政の真実の需要と収入とをいかにして判定されんとするの

か。上に述べたような大蔵官僚の査定による事務的机上プランとならないためには、大臣としては将来いかなる所見を有しておられるか、伺ひたいのであります。

第三点として、地方財政再建促進特別措置法案によつて政府は過去の赤字を解消せんとしているのではありません。が、しかし現在の基準財政収入であることが困難と思はれるのであります。その上に、国税は減税措置を実施されるときも、地方税についてはその措置がとられていないのみでなく、再建促進特別措置法によれば、「徴収成績を通常以上に高めるための計画及び実施」「滞納の徴収」「普通税に關する標準税率をこえる課税」等の負担増加が必至であり、地方税法改正法案によつても、国税減税による地方税の減収を防ぐため税率の調整をなす等、地方住民の負担は何ら軽減されておらないのであります。われわれはこの際、再建の基本的方策として、地方交付税交付金の増額が考えられなければならないと思ふのであります。全国知事会で

昭和三十年六月二十日 参議院會議録第二十五号

地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律の整理に関する法律案(題旨説明)

三二八

は、すでに税率三〇%に引き上げることを決定しているものでありますが、大蔵大臣はこれに対していかなる考えを持っておられるか。将来多少の引き上げは地方財政の再建のために必要と考えられるかどうか、伺いたいのであります。

次に川島自治庁長官に質問いたしましたことは、

第一、赤字解消のために再建債を起す担保として地方団体の権限に制約を加え、行政委員会の本来的権限を制約しているものであります。これは自治本来の趣旨に逆行するのではないかと、思われるのであります。この法律によつて、地方団体の長及び議会、行政委員会の権限を制約しないといういかなる保証があるか、伺いたいのであります。

質問の第二点は、地方の赤字解消のために政府は再建債二百億を予定しているものであります。さきにも触れましたように、地方の赤字は政府の発表によつても約六百億に達せんとする状況であります。二百億程度では十分であるばかりでなく、結局は、現在の赤字が多少緩和されても、財政再建の根本的対策が実施されなければ、再び赤字の泥沼に全国地方団体が陥ることは必然であります。この段階においては、こそきつる方法ではなく、思い切つた方法をもつて地方財政の立て直しをなさなければならぬと思つております。その構想を伺いたいのであります。

第三点は、財政再建はむしろ地方団体の自主性に待ち、その再建計画を指導し、これに政府が赤字解消の資金的援助を手をゆるすという、いわゆる自主再建の方式によることが妥當と思われ、のであります。何ゆゑに、中央権力の介入、監督強化、権限の大幅な制約

という、官治主義の拡大をはかるような方式をとられたのであるか伺いた

第四に、地方財政危機に對する国の責任についての反省がこの法案のどこにも見られないのは、まことに遺憾であります。三十年度以降の地方財政計画が、一方に赤字解消するともに、他方、今後は絶対に赤字を生ぜしめないという基本的な計画の策定がなされて

いない限り、今後も赤字の増加するとは必然であります。他方財政危機に對する国の責任についていかなる反省をなされ、今後赤字を生ぜしめない地方財政計画につき所見を伺いたい。

第五点として、地方自治法の改正は、その中に府県の一部が指定市に委譲する等の事務の再配分につき新しき構想がなされてゐるが、地方団体の首長については、一定部局以上の部局を

設置しようとするときは総理大臣に協議をしなければならぬことになり、議會については、その権限を縮小し、行政委員会の権限を制約する等、反動的傾向が顯著に現れてゐるものであります。自治庁長官は、さきにも総理大臣に對して質問したのであります。地方自治をいかなる方向に持つていくとするのか、政府の地方制度改革に對する基本的構想を伺いたいのであります。

最後に、文部大臣にお伺いしたいことは、自治庁で最初にこの法案を起草されたときには、教育委員会等の権限に相当大幅な制約が加えられてゐたのであります。文部大臣の御意見により、ややそれが緩和されて法案の規定となつたと聞いておりますが、それでも一、教育委員会は、一定事務の執行については団体の長と協議しなければならぬこと。二、都道府県教育委員

会と市町村教育委員会との関係において、市町村立学校職員の市町村ごとの定数は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて定めること。三、特定条例の実施に關しては、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に對し、財政再建に關する一般的指示をすることができると。四、教育委員会の事務局の部課の減少及び職員

の兼任など、結局、教育委員会の本来の権限、機能を制限する規定が挿入されてゐるのであります。このことにより、教育を不当な行政権力の支配から守るための教育委員会の本来の趣旨が没却されるのではないかと心配するのであります。教育を権力に屈することなくこれを守るために、文部大臣はいかなる所見を持つておられるか、伺いたいのであります。

以上をもちまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 松澤君の御質問にお答えをいたします。

税源の配分については御質問がございました。政府としては、地方制度調査会、税制調査会の各中の趣旨に従つて、地方の財政を勘案いたしまして、財源の充實をはかつた次第でございます。しかし、地方財政の窮乏については、なおこの上にも種々考慮せなくてはならぬことがあると考へております。

次に中央の権限強化について御質問がございましたが、このたびの諸法案は、赤字解消の臨時的措置でございまして、御質問のような意図は持つてはおりません。目下、第二次地方制度調査会において地方制度の全面的改正を審議中でありまして、地方制度の全面的改正については慎重に検討いたしたい考へを持つております。

他の御質問に對しましては、関係閣僚から答弁いたします。

〔國務大臣一萬田尚登君登壇〕
○國務大臣(一萬田尚登君) 地方税が不安定で弾力性がない、そういう税が多い、こういうことであるのであります。こういうことにつきましては、税制調査会にかへまして、十分検討いたしまして、財源の配分の適正を今後期したいと考へております。

それから、地方財政計画が国の財政上の都合で、どうもゆがめられておるといふ御心配であるのであります。これは地方自治庁とも十分連絡を、あつて、さういふことのないことを期しておるのであります。なお今後地方の事態によつて即するようにならう注意をいたしたいと考へております。

交付金の税率の引き上げであります。これはもう御承知のように、交付税の建前からいたしまして、すぐに地方の方に金が要るから交付税の税率を引き上げるといふ行き方は私はできないと思つてゐるものであります。地方の財政の規模の適正化はかられて、そういうものをよく見合つて、慎重に検討を加えていきたい。かように考へております。(拍手)

〔國務大臣川島正次郎君登壇〕
○國務大臣(川島正次郎君) 今回提案しました二法案が、中央集権化をねらつてゐるのではないかと御議論がつきましては、総理大臣からもお答えがあつたのであります。絶対に、さういふ企図はないのであります。現行法におきまして、地方自治法に、地方財政に對しては調査する権限が、あります。またこれに對して、助言、勧告の規定もあるものであります。現在の地方財政の現状にみましまして、その程度では足りないといふので、や

やこれを強化いたしまして、再建促進法におきましては状況を監査するといふ文句に直して、また助言、勧告の方につきましては、長期にわたつて計画した財政計画が、それが適當に運営されてない場合に限つては、その運営されてない部分だけの執行を停止するといふ規定を設けたのであります。それ以上中央集権化の規定は絶対にないものであります。地方自治法の改正につきましても、こゝでありますした助言、勧告の規定を、違反または義務懈怠等の場合については、その是正改善のため必要な措置を講ずることを求めることを得ると、さういふ程度でございまして、全く地方の自主性を尊重した改革なのであります。抽象的に今度の改革案といふものは中央集権化だ、官僚化だと言はれることは、まことに私も私としては迷惑に感じておるわけであります。

今度の法案に關しまして、一体地方財政が赤字になつたについて、国は少し反省しないではないかといふ御議論であります。大いに反省しておればこそ、さういふ法案を出したのであります。なおこれだけでは決して足りないものであります。根本的に地方機構の改革といふものを今日検討をいたしておるのであります。何といはしまして、数年来にわたる赤字の蓄積であります。これは一朝一夕には解決いたされないのであります。三十年度並びに三十一年度、両年度にわたつて根本的な機構改革をして、地方財政の健全化をはかりたいと、さういふ意圖に従ひまして、とりあえず今回の提案をいたした次第でございます。

〔國務大臣松村謙三君登壇〕
○國務大臣(松村謙三君) お答えをいたします。

第一の予算執行の件につきましましては、これは先刻お答え申したような次第でございます。

第二の、教員の定数を府県の教育委員会から町村の教育委員会の方へ諮ることは、これはいづれは両方話し合つてきめることではありますから、この改正は大きな影響はないと考えたわけでありました。

第三の給与の条例についてのごときでございますが、これも府県の教育委員会から一般的の方針を指示したことは、この財政整理の協力の意味から申しても、これは承知してよろしいことと考えます。

第四の委員会の事務局の部課の簡素化の問題でございますが、これは行政の上の節約の点でございますから、もちろん異議のないことと思ひまして、要するに、これらのことをいたしまして教育の大本の運営には支障のないことと信じて、承知いたしました次第でございます。

○議長(河井彌八郎) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇〕

○須藤五郎君 鳩山内閣は、その成立に際し、多くの公約を国民に与えました。しかし、当国会に提出され、また提出されんとしていた諸法案は、その性格からいって、ことごとく公約の精神に反するものと言わざるを得ないものであります。この矛盾こそ日本政治の自主性なき姿の現われであり、アメリカ従属の姿を露骨に暴露しているものと言わなければなりません。本日ここに提案されました地方財政再建促進特別措置法案並びに地方自治法一部改正案もその一つであり、そのつながりとして、日本の地方行政機構をファッショ的に再編成せんとする法案であると言わざるを得ません。

地方自治体の財政状態が今日危機的な段階にきていることは、あらためて言うまでもありません。政府はさきに、全国都道府県八割、市の七割、町村の二割が赤字団体であり、その総額が六百億円に達するものと発表しております。そのほか、政府自体において捕提し得ない金融機関の借り入れ、支払いや事業の繰り延べ等を考えるならば、赤字の実情はもっと深刻なものと言わなければなりません。

政府は、この地方自治体の赤字の原因は、人件費の多いこと、単独事業のやり過ぎにあるとしておりますが、これこそ全く詭弁もはなはだしきものであります。赤字の原因はそのようなところにあるのではない。その一は、政府が再軍備計画を推進する必要上、地方の有力財源をことごとく優先的に中央に取寄せ、地方には何一つ残さないからであります。その二は、敗戦以来アメリカ政府の日本占領方針のもとに、それを忠実に実行してきた吉田内閣及び鳩山内閣の自主性なき軍事化政策によるものであります。中央財政はその編成権をアメリカに握られ、毎年予算の大半の額を、アメリカ軍の駐留とその軍事基地設置の費用、及び自衛隊増強の費用に充たしてしまつたのであります。地方自治体においてはまた、当然中央政府がやるべき諸事業をさへ、いわゆる地方自治の民主化の名のもとに押しつけられ、中央の軍事化政策推進の片棒をかつがされてきたのであります。

政府は今回の法案によつて、まず第一に、自治体に対し公務員の整理を強要し、人件費の切りつめをしようとしております。元来、教育費といふものは全額国庫で負担すべきものである。しかるに、今日政府はどのようなことをやっておるか。教職員の人件費は半額しか負担せず、あと半額以上は地方

自治体の責任においてまかなわしておるではないか。また危険校舎の改築に對してすら、わずか三分の一の負担しか負わず、地方自治体に対し過大なる負担を背負わしておるのが現状であり、今年三月示された「地方財政の状況」によると、歳出の六五・五%を消費的経費、三一・六%を投資的経費に区分してあります。将来の国家を背負つて立つ児童の教育に當る教職員の人件費を、消費的経費という言葉をもつて扱い、地方財政赤字解消の第一目標にあげようとする意図は、許すことができないではないか。総理及び自治庁長官の答弁を伺いたい。

また政府は、赤字の責任を地方自治体の放漫なる計画にあるとしておるが、實際は政府のやり方にあるのである。一昨年の大水害から三年二年前の大水害は毎年繰り返され拡大されたために、災害河川の復旧は一向に進まず、改修工事は必要工事量のわずか三%というありさまである。このままでは、工事の完成には八十年を要すると言われている。中で一番大きかった二十八年度災害についていふならば、政府が災害立法で公約した流失埋没農地の復旧費三十八億八千万のうち、十四億二千万、すなわち三七%が国庫から支出されたにすぎないのである。この結果、政府の公約を当てにして借金または自己負担で復興を進めてきた県や地元の耕地整理組合には、一割一分の金利の負担がのしかかっている。しかも、反当り十万円以下の復旧は完全に農家の自己負担にされ、資金のない農民は、荒れ果てた農地をその

ままにして、日雇いに出ておるのが現状であります。私は二月の総選挙に際し、関西、中国地方を遊説しました。どの地方に行つても、よい道路に出たかと思つたとき、その近くにアメリカの軍事基地があることを知つた。また基地を造るに從つて荒廢の度の大きいことに気づいたのであります。この一事をもつても、投資的経費といつておる公共事業費すら、政府はアメリカの軍事基地に使われ、政府の従属政策の犠牲に地方自治体がされておることがはつきりするではないか。このようなやり方を改めずして、果して財政再建ができるものかどうか、総理及び自治庁長官の答弁を求めたい。

事実、地方自治体の赤字はシャウアップ勅告で始まり、アメリカの朝鮮侵略戦争を通じて増加しておるものであります。二十六年度百一億、二十七年三億、二十八年四億六千二百二十九年五億八千六百六十六億というふうに赤字が激増しておることは、吉田内閣の再軍備政策が執行されるにつれて赤字もまた急ピッチで増加しておることを、はつきりと示しておるのであります。

政府はさらに指置法によつて、滞納税金の取り立てや増税をし、また新税を設けて新たに税金の取り上げを計画しておるが、私は最近数カ所の自治体理事者に会い、果して政府の希望するごとく滞納税金の取り立てがなされるかどうか尋ねましたところ、そのほとんど理事者は不可能であると答えておるのであります。今日においてすら税負担の限度を越えておるにもかかわらず、なお増税や滞納税金の取り上げを設けるがごときことが国民に許されるであらうでしょうか。しかも、この法案が急いで提案されました裏には、地方金融機関の圧力がある。すなわち、

地方自治体は、無理な金を借りて金利に苦しんでおるので、金融機関といふのもこのままでは不安になつてきたので、政府を脅迫してこのような法案を作らせたといふことである。この法案によつてやせ細るのは国民であり、肥え太るのはひとりの金融機関のみであると言われているが、大蔵大臣の率直な答弁を求めます。

政府は公約において、社会保障費の増加、完全就労を約束しましたが、赤字解消の責任を自治体に負わす結果、失対事業は極度に緊縮され、しかも失業者は増加する結果を生ずると考へるが、総理はこの点に責任を感じておられるか伺いたい。ほんとうに地方財政の再建整備をはかるためには、政府は今までの政治のあり方を根本的に改め、平和政策を立てなければ、赤字解消は不可能であると言わなければならぬ。にもかかわらず、政府は反対に軍事化政策を一步進めるために、この二法案を提出したのである。今日地方議會や首長は、国民の不満と要求に押されて、中央に抵抗せざるを得ない事態がひんびんと起り、中央の施策が思うように遂行できない状態にあります。たとへば基地、税金、供米等の諸問題を初め、その事例はたくさんあります。かかる自治体の抵抗を阻止し、軍事化政策を強化するために、財政再建を口実に中央の威令を強め、地方議會を弱体化し首長を中央の太いひもつきにしようとしておるのであります。つまり、かつての天皇制内務省下の地方組織が必要となつたのであります。この目的が同法案に一貫して流れておる精神であります。すでに川島自治庁長官も、府県を併合して道州制に切りかえる意向を表明していることは、知事を官選にして官僚の最後の仕上げをはかる準備に進んでいるもので

昭和三十年六月二十日 参議院會議録第二十五号

地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律の整理に関する法律案(趣旨説明)

三三〇

あります。これが地方組織の軍事的組織がえの仕上がりでもあります。自衛隊はすでに自衛隊法に規定されているように、官僚化した知事と結合して、初めて国民の弾圧に自衛隊を出動させて得るべき地方軍事体制を完成することが出来るのであります。首相のこれらに対する御見解を伺うものであります。

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣鳩山一郎君 御質問にお答えをいたします。

地方財政の窮乏につきましては、いろいろの原因がありますが、あなたの言われるがごときことは、原因はございませぬ。その他についても御質問がありました。だいたい見解の根拠を異にしているようでございませぬ。(拍手)

〔国務大臣一萬田尚登壇、拍手〕

○国務大臣(一萬田尚登壇) 今日、地方公共団体が特に地方の銀行等から、あるいは地方債、あるいはまた借入金で資金の融通を受けておることは、これは間違ひありません。がしかし、これは地方公共団体の財政が、赤字の結果に負うところが多いのであります。銀行にいたしましても、こういう借入金の返済を受けるのは、これはまあ当然のことです。この法律は、こういう地方公共団体の財政の赤字を再建整備しようというのを目的にいたしておるのであります。その結果、地方公共団体の財政が整つてくれば、自然に銀行が回収を受ける、かようになるのであります。決して金融機関を太らせるといふような、特にこれに利益を享受するといふような意味合いでないことは申すまでもないのであります。(拍手)

〔国務大臣川島正次郎君登壇〕

○国務大臣(川島正次郎君) ただいま御審議を願つておる二法案が、軍事化

に關係のあるような御意見ですが、とんでもないお話でありまして、条文をよくごらん願へばわかるのであります。中央集権化のような条文はないことは、先ほども繰り返して申し上げた通りであります。どこまでも地方の自主性を尊重して改正案を作つておるのであります。しかし赤字に悩んでおる公共団体は全く非常事態でありますからして、各方面で犠牲を払わなければ、これは解決いたさないものであります。従ひまして単独事業その他の縮小はやむを得ません。事業が縮小すれば、自然に人員の整理も行われます。これにつきましましては、特に人員整理の資金として六十億の起債を認めておりまして、よす人が喜んでよせるような方策をとつておるのでありますからして、御心配のような事態は起きないと思はれております。(拍手)

○国務大臣(松村謙三君) 私は御質問がなかつたようであります。私は御質問者(河井彌八君)これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 日本放送協會経営委員会委員の任命に関する件

一、日程第二 地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(趣旨説明)

出席者は左の通り。		議長 河井 彌八君	
副議長 重宗 雄三君		議員	
上林 忠次君	片柳 眞吉君	加藤 武雄君	青山 正一君
加賀山之雄君	梶原 茂嘉君	入交 太蔵君	榎原 孝君
柏木 康治君	奥 むめお君	永岡 光治君	松平 勇雄君
井野 碩哉君	石黒 忠篤君	田中 啓一君	伊能繁次郎君
山川 良一君	赤木 正雄君	小嶋 彬君	岡田 信次君
森 八三三君	村上 義一君	古池 信三君	小野 義夫君
溝口 三郎君	三木與吉郎君	平井 太郎君	三輪 貞治君
廣瀬 久忠君	野田 俊作君	堀川 末治君	川村 松助君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君	堀川 五郎君	白波瀬米吉君
土田 國太郎君	館 哲二君	中川 以良君	湯山 勇君
竹下 豊次君	高瀬莊太郎君	池田 武雄君	吉野 信次君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	池田 宇右衛門君	井上 知治君
佐藤 尙武君	河野 謙三君	内村 清次君	岩沢 忠恭君
小林 武治君	小林 政夫君	阿具 登君	山口 長造君
後藤 文夫君	岸 良一君	阿具 登君	大倉 精一君
北 勝太郎君	加藤 正人君	片岡 文重君	岡 三郎君
関根 久蔵君	伊能 芳雄君	河合 義一君	永井純一郎君
西川 弥平治君	石井 桂君	小松 正雄君	清澤 俊英君
川口 爲之助君	酒井 利雄君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君
佐藤清一郎君	高橋 衛君	江田 三郎君	久保 等君
木村 守江君	宮本 邦彦君	田畑 金光君	高田 眞子君
長島 銀藏君	安井 謙君	安部 三郎君	藤田 進君
長谷山行教君	横川 信夫君	田中 一君	戸叶 武君
大矢半次郎君	石村 幸作君	小笠原三男君	若木 勝蔵君
木内 四郎君	植竹 春彦君	山田 節男君	天田 勝正君
松岡 平市君	鈴木 幸弘君	中田 吉雄君	千葉 信君
一松 政二君	山本 米治君	三木 治朗君	山下 義信君
西郷吉之助君	木村篤太郎君	野村吉三郎君	市川 房枝君
左藤 義詮君	郡 祐一君	八木 幸吉君	紅露 みつ君
寺尾 豊君	中山 壽彦君	有馬 英二君	最上 英子君
草葉 隆圓君	大屋 晋三君	深川タメ君	中川 幸平君
津島 壽一君	青木 一男君	東 隆君	菊田 七平君
大野秀次郎君	島津 忠彦君	寺本 廣作君	木島 虎蔵君
山本 經勝君	雨森 常夫君	松浦 清一君	赤松 常子君
宮澤 喜一君	西岡 ハル君	鈴木 清一君	武藤 常介君
横山 フク君	平林 剛君	須藤 五郎君	平林 太一君
重政 廣徳君	小澤久太郎君	堀木 鐵三君	加藤シズエ君
深水 六郎君	藤野 繁雄君	石川 清一君	三浦 義男君
		松澤 衆人君	千田 正君
			吉米地義三君

参議院會議録第二十四号正誤		三好 英之君	
石坂 豊一君		木村 彌八郎君	
松原 一彦君		一松 定吉君	
国務大臣		笹森 順造君	
内閣総理大臣		鳩山 一郎君	
大蔵大臣		一萬田尚登君	
文部大臣		松村 謙三君	
厚生大臣		川崎 秀三君	
建設大臣		竹山 祐太郎君	
国務大臣		川島正次郎君	
政府委員		根本龍太郎君	
内閣官房長官		松本 龍蔵君	
内閣官房副長官		林 修三君	
法制局長官		小林 與三三君	
自治庁行政部長		後藤 博君	
自治庁財政部長		森永貞一郎君	
大蔵省主計局長		阪田 泰二君	
大蔵省理財局長		緒方 信一君	
文部省初等中等教育局長			

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

發行所 東京市新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三 三九日新聞